

物品売払仕様書

本仕様書は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が売払う次の物品について適用する。

1 売 払 物 品

小型タンク車等36台 一山

品 名	数 量	備 考
小型タンク車	10台	
救急車	7台	
救助車	5台	
救助工作車	3台	
所轄指揮車	8台	
検査・調査車	3台	
合 計	36台	

なお、引取後、全車両の解体を行わなければならない。

2 物品保管場所

高度専門教育訓練センター 東大阪市三島2丁目5番43号

3 物品引取期限

令和7年8月29日（金）

4 下見

入札希望者は当該物品の下見を必ず行い、持参した「物品買受申込書」に担当の確認印を受けること。確認印のない入札は無効とする。

日時：令和7年8月4日（月）午前11時から正午

場所：「2 物品保管場所」に同じ

5 注 意 事 項

- （1）本契約に関しては、大阪市契約規則その他関係法令を守り、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札すること。
- （2）本仕様書に疑義がある場合は必ず入札前にこれを質し、落札決定後の異議申し立ては一切認めない。
- （3）本契約は1山の見積もりに基づく総価契約とする。
- （4）契約締結後、速やかに単価のわかる内訳明細書及び解体完了までの工程表を提出し、当局担当と打合せを行うこと。
- （5）売払物品の引取りは、契約金を完納した後とする。
- （6）引取りに際しては、受注者が必ず立会うこと。立会いがない場合は、引渡しを拒否するこ

とがある。

(7) 引取りにかかる費用は、受注者の負担とする。

(8) 引取り日は平日に限り、土曜・日曜・祝日の引取りは認めない。

【引取可能時間】 午前9時半より正午、午後1時から午後5時

(9) 引取りに際して使用する貨物自動車は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）」の車種規制適合車（自動車 NOx、・PM 法の排出基準に適合している自動車）等を使用すること。なお、使用する貨物自動車の適合車等標章交付請求書の写しの提出を求めることがある。

(10) 大型車両や重機等の使用により、路面に損害を与えた場合やわだちになった場合は、受注者の責任で原状に復すること。

(11) 作業の安全に十分注意し、第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任で解決すること。

(12) 本契約締結後の物品について災害・盗難等による事故が発生しても、本市は一切の責任を負わないものとする。

(13) 現場での解体は一切行わないこと。

(14) フロン類・シュレッターダスト・エアバック類については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき適正処理を行うこと。

(15) 契約後120日以内に解体を完了すること。

(16) 解体状況について当局担当が解体現場での確認を求めた場合は、速やかに応じること。

(17) 解体状況を確認するため、「写真撮影要領」により工程等写真を提出すること。

写真撮影要領

解体作業工程写真の作成については、次の要項より取り扱うものとする。

- 1 車体等に車台番号を記したうえ、車両ごと（当局の指定する一連番号順）に解体前、解体中、解体後の車体を撮影すること。
- 2 撮影距離は目的物の全体が撮影されるよう、かつ、車台番号の文字が読み取れるように工夫すること。
また、照明や撮影角度などにも十分注意し、鮮明な写真が撮れるようにすること。
- 3 写真一枚の大きさは、8.9cm×11.9cm 程度とすること。
- 4 色彩の識別が必要であるため、カラー写真とする。
- 5 工程写真は、解体作業着手前から解体完了までの経過が把握出来るように、一括して順序よく整理し、写真アルバム等にて提出すること。

(18) 不用部品といえども全て引取るとともに責任をもって処理し、本売払物品を不法投棄又は不法焼却しないこと。

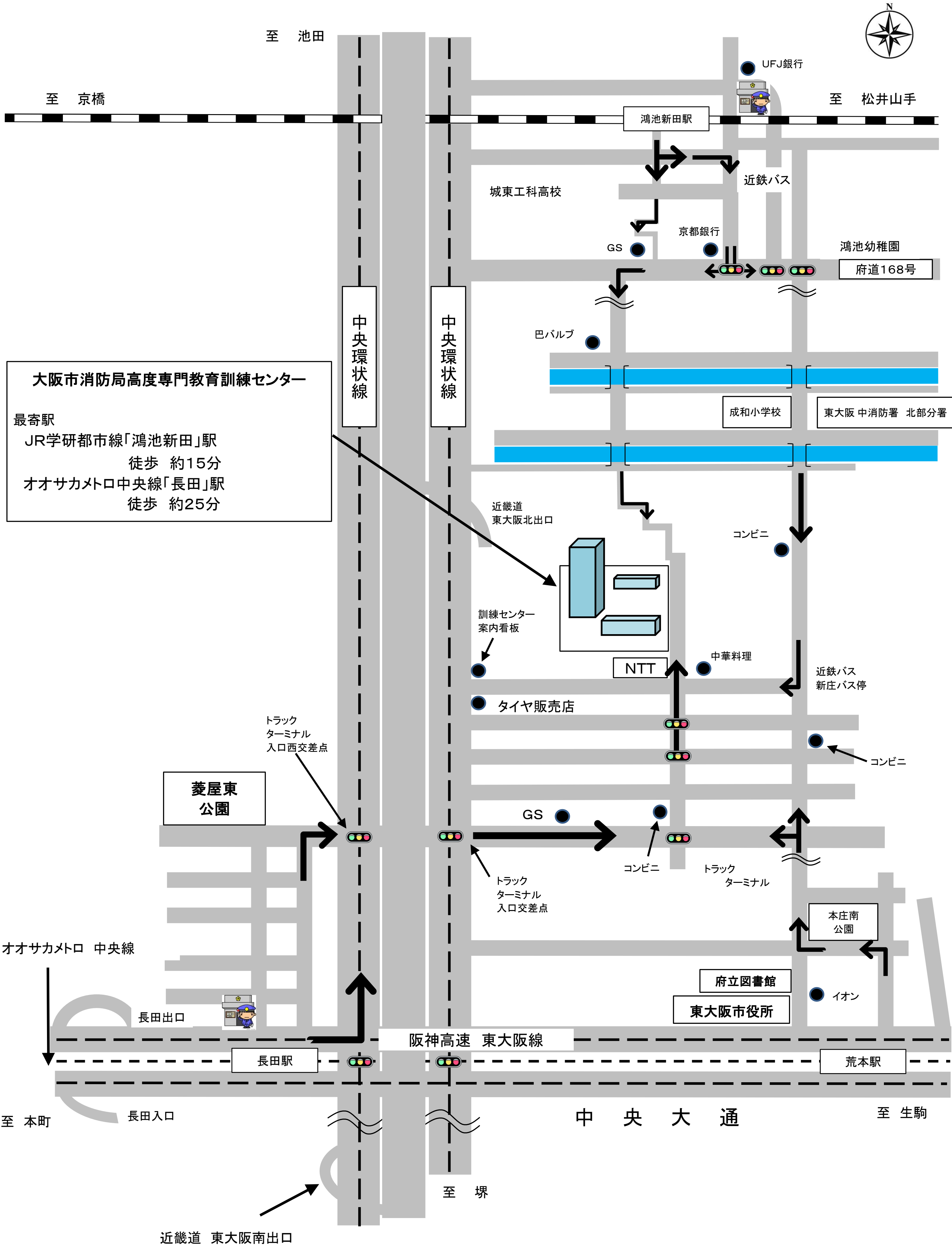
(19) 解体後は速やかに自動車リサイクルシステムによる移動報告状況確認および解体報告記録日の記載された関係書類を当局担当あて提出すること。

(20) 本仕様書に記載のない事項については、本市の解釈による。

6 当局担当

大阪市消防局総務部総務課（調達） 電話 06-4393-6050

高度専門教育訓練センター周辺案内図



暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例 第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（消防局企画部企画課）に報告しなければならない。

【消防局企画部企画課 連絡先：06-4393-6207】

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由無く公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること